

第9章

事故からの環境再生に向けた取組

東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質による環境汚染への対策や避難指示区域の変遷など、事故からの環境再生に向けた取組について説明します。

放射性物質によって汚染された地域をどのように再生するのか、廃棄物はどのように処理されるのかを知ることができます。また、避難指示区域を中心とした地域において、現在どのような取組が行われているのかを知ることができます。

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、大気中に放出された放射性物質が、雨等により地上に降下し、皆様の周りの土や草木や建物に付着しました。除染により、それらの汚染された土や草木等を取り除いています。さらに、取り除いた土や草木を外部への影響がないように遮へいすることで、皆様の受ける放射線量を減らすことができます。

放射線量を低減するための方法は？



環境省「除染情報サイト」より作成

東京電力福島第一原子力発電所事故により、大気中に放出された放射性物質が、雨等により地上に降下し、広範囲の地域にわたって建造物、土壌、さらには草木等に付着しました。そこで、除染によりそれらを取り除く等して、追加被ばく線量の低減を図ってきました。

その方法には、放射性物質を、「取り除く」、「遮（さえぎ）る」、「遠ざける」の三つの方法があります。これらの方法を組み合わせることで効率的に追加被ばく線量を低減することができます。

一つ目の方法は、放射性物質が付着した表土の削り取り、枝葉や落ち葉の除去、建物表面の洗浄といったもので、放射性物質を生活圏から取り除くという方法です。

二つ目の方法は、放射性物質を土等で覆うことです。それにより放射線を遮ることができ、結果として空間線量や被ばく線量を下げることができます。

三つ目の方法は、放射線の強さが放射性物質から離れるほど弱くなる（距離の2乗に反比例する）ことを利用します（上巻P50「外部被ばく線量の特徴」）。

放射性物質を人から遠ざければ、人の被ばく線量を下げることができるので、放射性物質がある場所を立入禁止にすることが考えられます。

このような方法を組み合わせて、追加被ばく線量の低減のための取組が進められています。

（関連ページ：上巻P179「外部被ばくの低減三原則」）

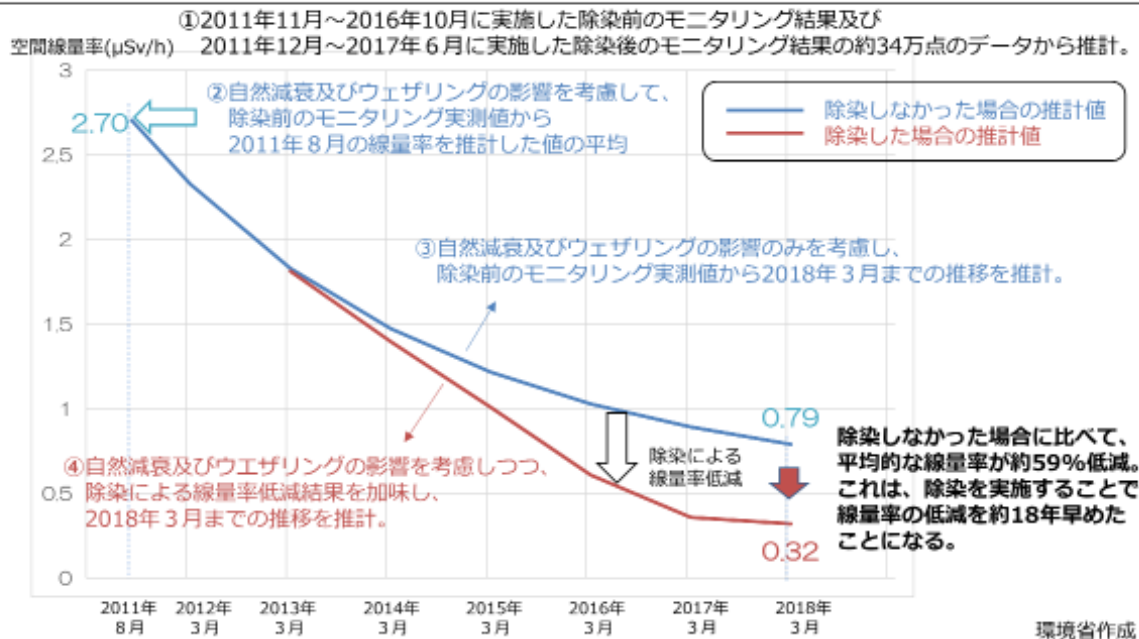
本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2026年3月31日

除染

直轄除染を行った地域における平均的な線量率の推移（宅地及び農地）

- 除染の実施により、仮に除染を実施しなかった場合と比べ、**約18年早く空間線量率が低減し、追加被ばく線量の低減を実現。**
- **除染は被災地の復興の基盤。線量の早期低減を通じ、避難指示解除をはじめとする被災地の復興に貢献。**



この図は事故由来の放射性物質から放出される放射線量の減衰を、2011年11月～2016年10月に実施した除染前のモニタリング結果及び2011年12月～2017年6月に実施した除染後のモニタリング結果の約34万点のデータから推計したものです。

2011年8月を基準として、自然減衰及びウエザリング（風雨等の自然要因）の影響のみを考慮して推計した空間線量率をグラフの青線で示しております。また、除染の効果も含めて推計した空間線量率をグラフの赤線で示しております。2018年3月で両方の空間線量率を比較すると、除染によって平均的な空間線量率が約59%低減していることが分かります。これは、除染の実施により、線量率の低減を約18年早めたこととなります。

このように、除染を進めることによって、放射性物質の自然減衰等と相まって、放射線量をより早期に低減することができました。

（関連ページ：上巻P11「半減期と放射能の減衰」）

本資料への収録日：2014年3月31日

改訂日：2024年3月31日

地域の実情に合わせて、除染を進めてきました。

具体的な除染方法は、場所ごとに異なります。

放射性物質の状況により、効果的な除染の方法は異なります。まずは空間線量率を測定し、それぞれのケースについて最適な方法が選択されます。除染作業の前後で放射線量を測り、効果を確認します。



除染事例
1

放射線量が比較的低い地域の除染方法の例

●以下に示している除染の方法は、業者による一例です。



●民家の軒下・雨樋の清掃



●草木の刈り取り (提供) 伊達市



●側溝の汚泥の除去 (提供) 福島市

放射線量が比較的高い地域の除染方法の例 (上記の例に加えて)

除染事例
2



●校庭表土の削り取り (提供) JAEA



●建物の屋根等の洗浄



●庭土等の土壌の削り取り (提供) 伊達市

環境省「除染情報サイト」より作成

この図は、除染の具体的な方法を説明しています。

放射線量が比較的低い地域でも、軒下、雨樋、道路の側溝等には、放射性物質を含んだ堆積物（落ち葉や土砂）がたまり、その周辺の空間線量が高くなることがあります。このような所では、落ち葉や土砂の除去、洗浄（洗い流す）等を行います。

植え込み、下草、落ち葉に、放射性物質が付着していることもあります。このような所では、草木の刈取り、枝打ち、落ち葉の清掃等を行い、除去します。

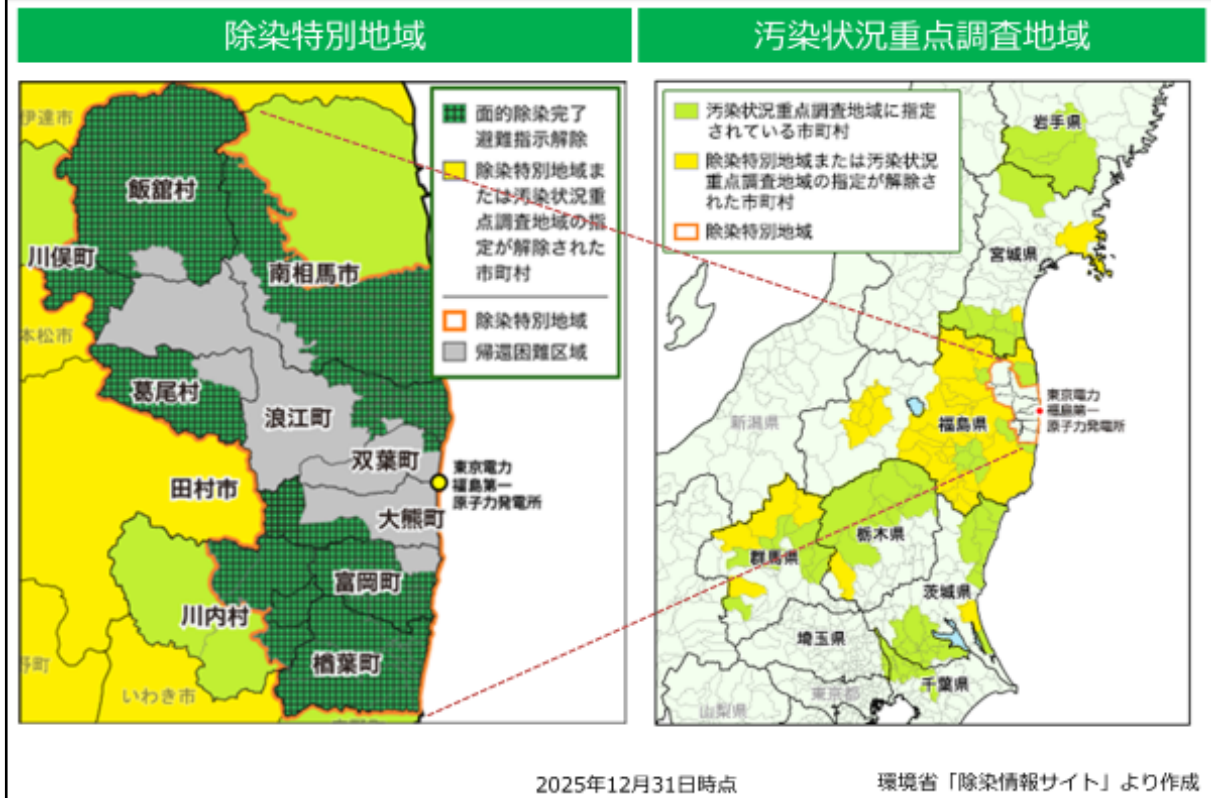
放射線量が比較的高い地域では、低い地域での除染の方法に加えて、別の除染作業が必要になることがあります。例えば、放射性物質はほとんどが地表から数cmに存在しているので、表土を薄く（例えば、5cm）削り取り、取り除くことや、下層の土と入れ替えること（天地返し）で、ほとんどの放射性物質の影響を抑えることができます。

建物や道路では、屋根、壁、舗装面等にも放射性物質が付着していることがあり、この場合、洗浄が行われます。ただし、表面の素材の性質によっては、材料に放射性物質が強く吸着されていることがあり、除染の効果は限定的となる可能性があります。

農地では、人への被ばくの影響だけでなく、農作物への影響も考えて、適切な方法を選択することが必要になります。例えば、事故以降に耕された農地では、放射性物質は表土より少し深い所にありますが、このような土を全て除去してしまうと、農業に適さなくなるので、深耕（耕深30cmを基本として深く耕すこと）や反転耕（表層の土を下層に、下層の土を表層に反転させること）（下巻P70「農産物に係る放射性物質の移行低減対策(1/5)－農地の除染－」）等様々な方法を実施します。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2018年2月28日



東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、2011年8月に国会で立法措置がなされ、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（放射性物質汚染対処特措法）が成立しました。

放射性物質汚染対処特措法に基づく除染を実施する地域には、除染特別地域と汚染状況重点調査地域があります。

除染特別地域は、国が直接除染を行う地域であり、警戒区域又は計画的避難区域であった福島県内の11市町村が指定されました。

汚染状況重点調査地域は、市町村が中心となって除染を行う地域であり、8県で合計104市町村が指定されました。国は、これらの地域の除染にあたって財政的措置や技術的措置を講じてきました。

除染特別地域については2017年3月末までに面的除染が完了しました。その後、2018年3月末までに、汚染状況重点調査地域も含め、帰還困難区域を除き、8県100市町村の全てで面的除染が完了しました。

面的除染後も除染効果が維持されていない箇所が確認された場合には、個々の現場の状況に応じて原因を可能な限り把握し、追加被ばく線量に加えて、汚染の広がりや除染の効果、実施可能性等を総合的に勘案し、必要と判断されればフォローアップ除染を行うこととしております。



除染特別地域においては、2020年3月4日までに、全ての居住制限区域及び避難指示解除準備区域の避難指示が解除され、田村市では除染特別地域の指定が2022年3月に解除されました。汚染状況重点調査地域では、2025年12月末までに、地域の放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト未満となったことが確認された40市町村において、汚染状況重点調査地域の地域指定が解除されました。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2026年3月31日

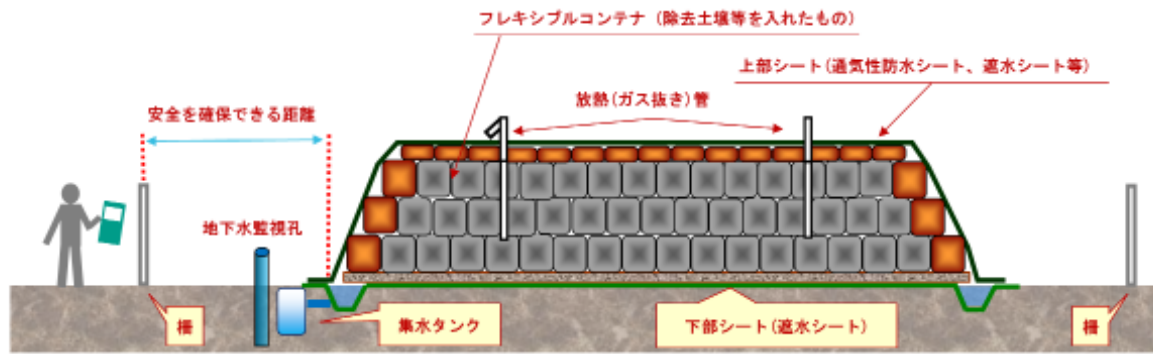
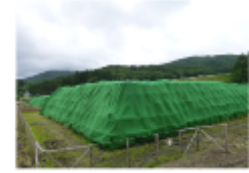
除染に伴って生じた土壌（除去土壌）等は、一定期間、「仮置場」等で安全に保管されます。

仮置場の基本構造および管理・点検
（国管理の仮置場の例）

-  除去土壌等を入れた保管容器
-  非汚染土を入れた「遮へい土のう」



仮置場における除去土壌等の保管状況



除染で取り除いた土壌等（除去土壌等）は、一時的な保管場所（仮置場又は現場保管場所）で保管・管理します。

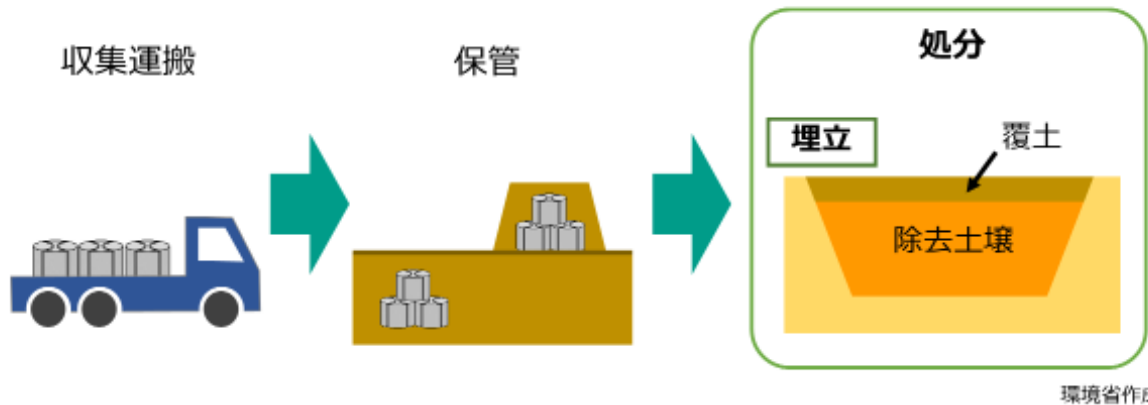
具体的には、除去土壌等は水を通さない層（遮水シート等）の上で容器（フレキシブルコンテナ等）に入れて、汚染されていない土壌を詰めた土のう等を設置する等の方法で、仮置場の敷地境界での空間線量率が、周辺と同水準になる程度まで遮へいを行います。

また、遮水シート等で覆うことにより、除去土壌等自体の飛散・流出を防ぐとともに、雨水等の流入と地下水等の汚染を防止します。さらに、定期的な放射線量の測定、地下水の放射性物質の濃度測定等に加え、公衆から遠ざける（距離を確保する）という観点で立入禁止措置等を実施します。なお、仮置場における作業時には作業者の被ばくを抑えるという観点から作業時間の短縮等についても考慮します（上巻P179「外部被ばくの低減三原則」）。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2026年3月31日

- 福島県外の除去土壌は、市町村等において、国が定めた保管方法等に基づき安全に保管されている。
- これらの除去土壌の処分に向けて、環境省は有識者からなる「除去土壌の処分に関する検討チーム」を設置し、専門的見地からの議論を実施した。
- また、埋立処分の実証事業を茨城県東海村、栃木県那須町、宮城県丸森町において実施し、安全な埋立方法を確認した。
- 検討チームにおける議論や実証事業の結果を踏まえ、2025年3月に埋立処分の基準等を策定した。この基準等に従って市町村等が除去土壌の処分を実施していく。



福島県外の除去土壌は、市町村等（除染実施者）において、国が定めた保管方法等に基づき安全に保管されています。

これらの除去土壌の処分に向けて、環境省では、有識者による「除去土壌の処分に関する検討チーム」を2016年12月に設置し、処分方法の策定に向けて専門的見地から議論を進めてきました。また、除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的として、茨城県東海村、栃木県那須町及び宮城県丸森町の3箇所で埋立処分の実証事業を実施しました。敷地境界の空間線量率等を測定し、除去土壌の埋立前後で大きな変化がなく、周辺環境が安全であることを確認しました。また、浸透水中の放射能濃度を測定したところ、全ての検体で検出下限値未満であり、地下水の汚染を生じさせるおそれがないことなどを確認しました。

このような検討チームにおける議論や実証事業の結果を踏まえ、2025年3月に放射性物質汚染対処特措法施行規則¹の一部を改正して除去土壌の埋立処分の基準を策定するとともに、福島県外において発生した除去土壌の埋立処分に係るガイドラインを公表しました。

また、本基準における安全対策等のこれまでの取組は、国際的な機関（IAEA）から安全基準に合致しているという見解が示されています。

1. 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則

本資料への収録日：2019年3月31日

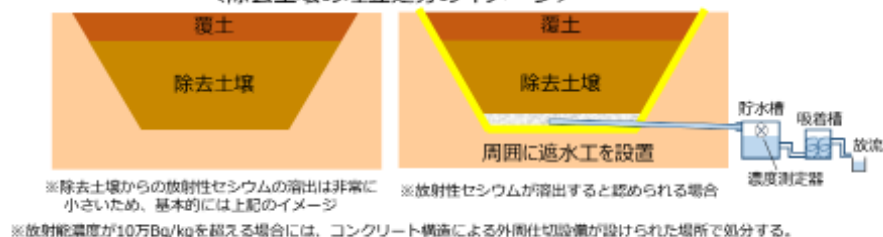
改訂日：2026年3月31日

○ 2025年3月に策定した、除去土壌の埋立処分の基準の主な内容は以下のとおり。

1. 飛散、流出の防止
2. 地下水汚染の防止
※基本的には除去土壌からの放射性セシウムの溶出は非常に小さいため遮水シート等の地下水汚染防止措置は不要。放射性セシウムが溶出すると認められる場合には遮水シートの敷設等を行う。
3. 生活環境の保全（騒音・振動等）
4. 周囲の囲い・埋立処分の場所であることを表示
5. 開口部の閉鎖
6. 空間線量率の測定（施工時・維持管理時）
7. 埋立処分の場所、除去土壌の量、放射能濃度等の記録・保存

※放射性物質汚染対処特措法では、除染実施者が除去土壌の処理を行うこととされており、除去土壌の埋立処分の実施・管理の責任は除染実施者（なお、福島県内除去土壌については国（環境省）、福島県外土壌については市町村等）。

<除去土壌の埋立処分のイメージ>



環境省作成

2025年3月に放射性物質汚染対処特措法施行規則¹の一部を改正して、除去土壌の埋立処分の基準を策定するとともに、福島県外において発生した除去土壌の埋立処分に係るガイドラインを公表しました。

除去土壌の埋立処分の基準又は留意事項の概要は以下の通りです。

埋立作業中は除去土壌の飛散・流出を防止するため、粉じんの発生抑制のための散水やシート等で埋立場所の開口部を養生する等の措置を講じます。また、悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないような措置を講じるとともに、周囲への放射線影響がないことを確認するため、埋立場所の敷地の境界において空間線量率を定期的に測定します。

埋立作業を終了する場合には、厚さがおおむね30cm以上の土壌等によって開口部を閉鎖（覆土）するとともに、埋立場所の周囲に囲いを設け、除去土壌の埋立場所であることがわかる表示を行います。

埋立作業の終了後も、定期的に埋立場所の覆土が維持されていることを目視にて点検するとともに、空間線量率のモニタリングを行います。また、異常気象等が発生した場合には、随時目視点検及びモニタリングを実施するなど、安全に維持管理されていることを確認します。

1. 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則

本資料への収録日：2026年3月31日

I. 森林・林業の再生に向けた取組

1. 生活環境の安全・安心の確保に向けた取組

- ・住居等の近隣の森林の除染を引き続き着実に実施
- ・必要な場合に、三方を森林に囲まれた居住地の林縁から20m以上の地点の森林の除染や土壌流出防止柵を設置するなどの対策を実施

3. 奥山等の林業の再生に向けた取組

- ・間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に実施する事業や、林業再生に向けた実証事業などを推進
- ・作業員向けに分かりやすい放射線安全・安心対策のガイドブックを新たに作成

II. 調査研究等の将来に向けた取組の実施

- ・森林の放射線量のモニタリング、放射性物質の動態把握や放射線量低減のための調査研究に引き続き取り組み、対策の構築につなげるなど、将来にわたり、森林・林業の再生のための努力を継続

III. 情報発信とコミュニケーション

- ・森林の放射性物質に係る知見など、森林・林業の再生のための政府の取組等について、ホームページ、広報誌などへの掲載などにより、最新の情報を発信し、丁寧に情報提供
- ・専門家の派遣も含めてコミュニケーションを行い、福島県の皆様の安全・安心を確保する取組を継続

環境省作成

2. 住居周辺の里山の再生に向けた取組

- ・地元の要望を踏まえ、森林内の人々の憩いの場や日常的に人が立ち入る場所の除染を適切に実施。広葉樹林や竹林等における林業の再生等の取組を実施
- ・避難指示区域（既に解除された区域も含む。）及びその周辺の地域において、モデル地区を選定し、里山再生を進めるための取組を総合的に推進し、その成果を的確な対策の実施に反映（※令和2年度以降は「里山再生事業」として、対市町村を拡大して里山再生に向けた取組を実施）

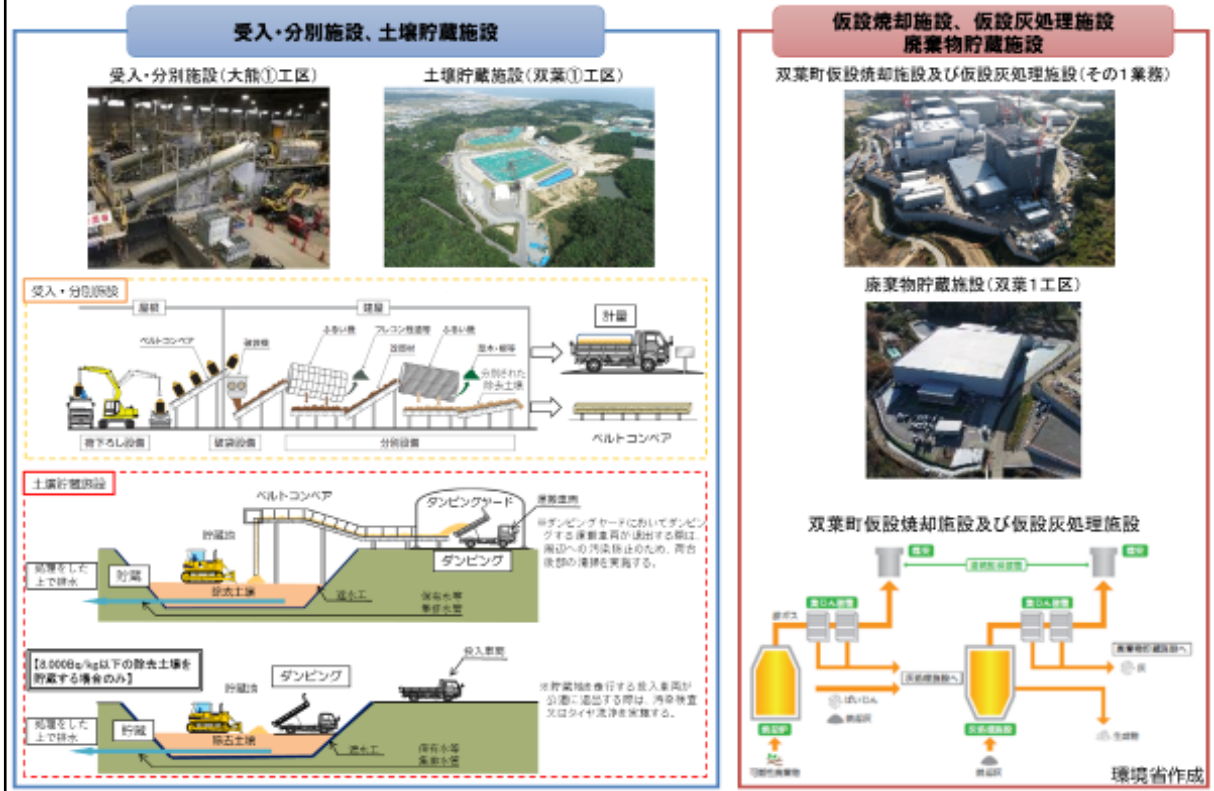


福島県の森林・林業の再生には除染等だけでなく、林業再生に向けた取組や住民の安全・安心の確保のための取組なども含めた総合的な取組が必要です。復興庁・農林水産省・環境省が2016年3月に取りまとめた「福島県の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、福島県の県民生活における安全・安心の確保、森林・林業の再生に向けて、関係省庁が連携して、総合的に取組を進めています。また、同取組に基づき、除染を含めた里山再生のための取組を総合的に推進するモデル事業を、復興庁・農林水産省・環境省で14市町村（川俣町、広野町、川内村、葛尾村、相馬市、二本松市、伊達市、富岡町、浪江町、飯舘村、田村市、南相馬市、楡葉町、大熊町）のモデル地区において実施し、2020年11月に成果等の最終とりまとめを公表しました。2020年度からは7市町村（郡山市、会津美里町、楡葉町、飯舘村、富岡町、浪江町、大熊町）の計13地区を対象に、関係省庁が「里山再生事業」として取組を実施しています。

森林の除染に関しては、環境省に設置されている環境回復検討会において得られた知見によると、住居、農用地等に隣接する森林の林縁から20m以上の地点については、堆積有機物の除去を実施しても林縁の空間線量率の低減にはほとんど効果がないことが分かっています。また、広範囲にわたる森林の堆積有機物の除去は、放射性セシウムを含む土砂等の流出や地力低下による樹木への悪影響を促進させること等も懸念されます。このため森林の除染については、人の健康の保護の観点から必要である地域について優先的に除染を行うという基本的な方針の下、原則として住居、農用地等に隣接する森林の林縁から約20mの範囲について除染を行うこととしています。

本資料への収録日：2017年3月31日

改訂日：2026年3月31日



受入・分別施設では、福島県内各地にある仮置場等から中間貯蔵施設に搬入される除去土壌等を受け入れ、搬入車両からの荷下ろし、容器の破袋、可燃物・不燃物等の分別作業を行います。土壌貯蔵施設では、受入・分別施設で分別された除去土壌を放射能濃度に応じて安全に貯蔵します。また、廃棄物関連施設として、仮設焼却施設、仮設灰処理施設、廃棄物貯蔵施設を整備しています。仮設焼却施設では、除染廃棄物、災害廃棄物、草木などの可燃物を焼却し、減容化します。発生した焼却灰等は、さらに減容化をするため、仮設灰処理施設で溶融処理します。仮設灰処理施設で発生した灰は、鋼製の角形容器に封入して、鉄筋コンクリート造等の廃棄物貯蔵施設に貯蔵します。

これらの施設については、まず2016年11月から受入・分別施設と土壌貯蔵施設の整備に着手しました。2017年6月には除去土壌の分別処理を開始し、2017年10月には整備を完了した土壌貯蔵施設で、分別した土壌の貯蔵を開始しました。また、2020年3月には中間貯蔵施設における除去土壌と廃棄物の処理・貯蔵の全工程で施設の運転を開始しました。その後、機械設備の老朽化のため、稼働させてきた受入・分別施設は一旦、解体撤去を実施しました。現在では、主に特定帰還居住区域等から搬入した除去土壌等を貯蔵するために、新たな受入・分別施設の新設工事等を実施しています。

なお、これらの施設においては、放射性物質の飛散・流出防止の安全対策を実施しています。受入・分別施設では、屋根・壁・二重扉と負圧管理により外部への飛散を防止します。また床を液体が浸透しにくい構造にして、汚水等が地下水に浸透することを防ぎます。土壌貯蔵施設では、散水、覆土による飛散防止、遮水工による地下水への浸透防止を行っています。施設で発生する浸出水等については、浸出水処理施設において適切に処理をして、水質管理を行ったのち、排水しています。

本資料への収録日：2018年2月28日
改訂日：2026年3月31日

○ 基準の主な内容は、以下のとおり。

1. 再生資材化した除去土壌の放射性セシウム濃度
※追加被ばく線量1mSv/年以下を満たすように告示において8,000Bq/kg以下を設定
2. 飛散、流出の防止
3. 空間線量率の測定（施工時・維持管理時）
4. 生活環境の保全（騒音・振動等）
5. 再生資材化した除去土壌の利用場所であることの表示
6. 再生資材化した除去土壌の利用場所、利用量、放射能濃度等の記録・保存
7. 事業実施者や施設管理者等との工事及び管理における役割分担等を協議

※復興再生利用…東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害からの復興に資することを目的として、実施や管理の責任体制が明確であり、継続的かつ安定的に行われる公共事業等において、適切な管理の下、盛土等の用途のために再生資材化した除去土壌を利用（維持管理することを含む）すること。

※放射性物質汚染対処特措法では、除染実施者が除去土壌の処理を行うこととされており、再生資材化した除去土壌の利用・管理の責任は除染実施者（なお、福島県内除去土壌については国（環境省）、福島県外土壌については市町村等）。

<復興再生利用のイメージ>



※復興再生土：復興再生利用に用いる除去土壌

環境省作成

復興再生利用とは、東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害からの復興に資することを目的として、実施や管理の責任体制が明確であり、継続的かつ安定的に行われる公共事業等において、適切な管理の下、盛土等の用途のために再生資材化した除去土壌を利用（維持管理することを含む）することです。

環境省では、これまで飯舘村長泥地区や中間貯蔵施設等において、除去土壌を資材として利用する実証事業を実施し、放射線に関するモニタリング等により、復興再生利用が安全に実施できることを確認しました。こうした取組の成果や、国内外の有識者からの意見等を踏まえ、2025年3月に放射性物質汚染対処特措法施行規則¹の一部を改正して、復興再生利用の基準を策定するとともに、復興再生利用に係るガイドラインを公表しました。

本基準において、再生資材化した除去土壌の放射性セシウム濃度は、8,000Bq/kg以下と定められています。この基準は、復興再生利用に当たって最も影響を受けると評価される、覆土等の覆いが無い状態で工事に従事する作業員であっても、追加被ばく線量が年間1mSv以下となるよう設定しており、覆土等の覆いをすることで、周辺住民・利用者の人体への影響は、無視できるレベルとなります。

1. 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則

本資料への収録日：2026年3月31日



福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、除去土壌の復興再生利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、閣僚会議¹を2024年12月に設置しました。

本会議の下、2025年5月に基本方針²を決定し、また、2025年8月にロードマップ³を決定しました。

基本方針では、復興再生利用の推進、復興再生利用等の実施に向けた理解醸成・リスクコミュニケーション、県外最終処分に向けた取組の推進の3本柱について、政府一丸となって取り組むための方針が示されています。

ロードマップでは、基本方針を着実に実行するため、政府一丸となって当面5年程度で主として取り組む事項が取りまとめられています。

また、県外最終処分に向けた取組を段階的かつ確実に実施できるよう、本閣僚会議を年に1回程度開催し、進捗状況を継続的に確認することとしています。

1. 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/saisei_riyou/index.html

2. 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/saisei_riyou/pdf/kihon_houshin.pdf

3. 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/saisei_riyou/pdf/kihon_houshin_roadmap.pdf

本資料への収録日：2026年3月31日

中間貯蔵施設 復興再生利用の先行事例（総理大臣官邸、霞が関9府省）



中央合同庁舎第4号館
(復興庁、財務省、内閣府他)



総理大臣官邸



中央合同庁舎第2号館
(総務省、警察庁、消防庁他)



中央合同庁舎第1号館
(農林水産省、林野庁、水産庁)



中央合同庁舎第5号館
(環境省、厚生労働省)



中央合同庁舎第6号館
(法務省他)



中央合同庁舎第3号館
(国土交通省、海上保安庁)



経済産業省総合庁舎



外務省



中央合同庁舎第8号館
(内閣官房、内閣府)

環境省作成

2025年5月に決定した福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針において、復興再生利用に対する国民の幅広い理解醸成を図るという観点から、政府が率先して先行事例の創出等に取り組むこととされています。

復興再生利用の基準を策定してから最初の案件として、総理大臣官邸前庭での復興再生利用を2025年7月に施工しました。施工前後の空間線量率については、施工前は $0.07 \sim 0.10 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 、施工後は $0.11 \mu\text{Sv}/\text{時}$ （2026年1月9日測定）であり、これは人体への影響を無視できるレベルの線量です。

また、2025年9月より霞が関の中央官庁の花壇等において復興再生利用を行い、同年10月までに全9か所の施工を完了しました。施工前後の空間線量率について、例えば中央合同庁舎5号館では、施工前は $0.06 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 、施工後は $0.09 \mu\text{Sv}/\text{時}$ （2026年1月9日測定）であり、いずれの箇所においても、総理大臣官邸と同様、人体への影響を無視できるレベルの線量となっています。

これらの復興再生利用事例については、ふくしま復興フェア、こども霞が関デー等のイベントの機会を捉え、理解醸成に活用してまいります。

各施工場所における空間線量率のモニタリング結果は、下記HPに掲載しています。
<https://josen.env.go.jp/chukanchozou/facility/recycling/fukkosaiseiriyo/monitoring/>

本資料への収録日：2026年3月31日

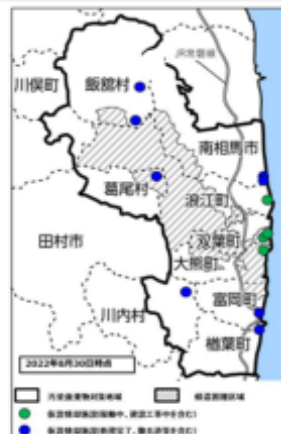
① 対策地域内廃棄物

○ 環境大臣が指定した**汚染廃棄物対策地域**※内にある**廃棄物**のうち、一定の要件に該当するもの

※ その地域内にある廃棄物が特別な管理が必要な程度に汚染されているおそれがあると認められること等一定の要件に該当する地域
(=旧警戒区域、旧計画的避難区域を含む市町村)

<対策地域内廃棄物の例>

- ・ 地震・津波によって生じたがれき
- ・ 家屋解体によって生じた廃棄物 等



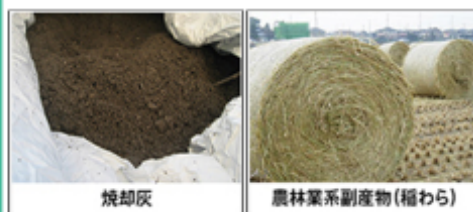
② 指定廃棄物

○ 事故由来放射性物質による**汚染状態が8,000Bq/kgを超えると認められ、環境大臣の指定**※を受けた**廃棄物**

※ 環境大臣は、焼却施設の焼却灰等の汚染状態の調査結果や、廃棄物の占有者からの申請に基づき、当該廃棄物の汚染状態が8,000Bq/kgを超えていると認めた場合に指定

<指定廃棄物の例>

- ・ 焼却灰
- ・ 農林業系廃棄物（稲わら、堆肥） 等



⇒ 特定廃棄物（対策地域内廃棄物・指定廃棄物）は国が処理

環境省作成

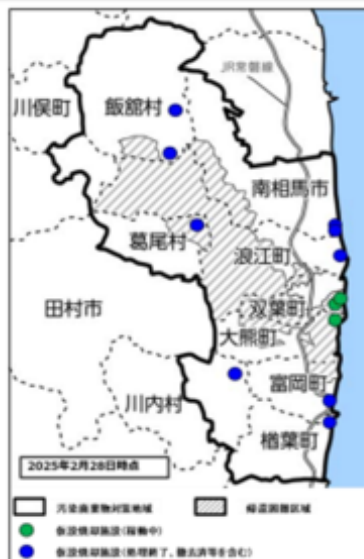
現在、福島県の10市町村にまたがる地域が汚染廃棄物対策地域（環境大臣が、国がその地域内にある廃棄物の収集・運搬・保管及び処分を実施する必要があると指定する地域。除染特別地域と同じ。）として指定されており、この地域内から排出される廃棄物については、対策地域内廃棄物として環境省が処理を進めています。

また、事故由来放射性物質による汚染状態が8,000Bq/kgを超え、環境大臣が指定した廃棄物は、指定廃棄物として、国の責任のもと、適切な方法で処理することとなっています。

これら、対策地域内廃棄物と指定廃棄物を合わせて特定廃棄物と言います。

本資料への収録日：2023年3月31日

改訂日：2025年3月31日



大熊町の仮設焼却施設(2017年12月)

【対策地域内廃棄物の処理量】

○約60万トン焼却処理、約32万トンを埋立処分。(2025年11月末時点)

【指定廃棄物の処理量】

○福島県内の指定廃棄物約50万トンについて、焼却処理、埋立処分、中間貯蔵施設で保管等を実施。(2025年9月末時点)

【既存の管理型処分場を活用した埋立処分状況】

○クリーンセンターふたばに32,729袋を埋立、特定廃棄物埋立処分施設に296,890袋を埋立済み。特定廃棄物埋立処分施設については、2023年10月31日に特定廃棄物の埋立を終了し、現在は双葉郡8町村の生活ごみの埋立てを継続。(2025年12月末時点)

【仮設焼却施設の設置状況】 (2025年12月末現在)

| | |
|------|---|
| 稼働中 | 大熊町、 双葉町その1、双葉町その2 |
| 運営終了 | 川内村、飯館村(小宮地区)、富岡町、 南相馬市1、南相馬市2、葛尾村、 飯館村(藤平地区)、楢葉町、浪江町 |



被災家屋等の解体の様子
環境省作成

対策地域内廃棄物等の処理については、約60万トンが焼却処理済、約32万トンが埋立処分済です(2025年11月末時点)。また、福島県内の指定廃棄物約50万トンを、特定廃棄物埋立処分施設等で処分、中間貯蔵施設で保管または仮設焼却施設で処理等しています(2025年9月末時点)。

また、このうち可燃物については、可能な限り減容化することとしており、これまで9市町村に12の仮設焼却施設を設置しました。このうち9施設は運営終了し、2025年12月末時点では、残りの3施設において減容化処理を実施しています。

10万Bq/kg以下の特定廃棄物について、既存の管理型処分場(クリーンセンターふたば、又は特定廃棄物埋立処分施設)を活用した埋立処分事業を実施しています。これまでに、クリーンセンターふたばについては32,729袋、特定廃棄物埋立処分施設については296,890袋を埋め立てました(2025年12月末時点)。特定廃棄物埋立処分施設については、2023年10月31日に特定廃棄物の埋立てが終了しました。

本資料への収録日：2018年2月28日

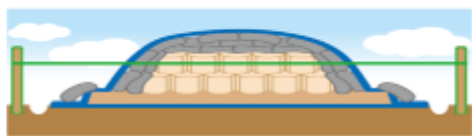
改訂日：2026年3月31日

一時保管工事の様子（農林業系廃棄物の例）



一時保管の構造（農林業系廃棄物の例）

- ・廃棄物の飛散・流出がないように措置
- ・必要な放射線対策（隔離・土嚢等による遮へい等）を措置
- ・遮水シート等により雨水等の浸入が防止されるよう措置



保管状況の確認

一時保管場所において保管状況の確認を行い、指定廃棄物が特措法で定める基準等に従って適正に保管されているか確認。



地方環境事務所による保管状況の確認の様子

環境省「放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト」等より作成

指定廃棄物の種類としては、放射性物質に汚染された廃棄物の焼却によって発生する焼却灰、下水の処理に伴って発生する汚泥、水道水を供給する浄水場で発生する浄水発生土（下巻P44「上水道の仕組み」）、稲わらや牧草等の農林業系廃棄物等があります。

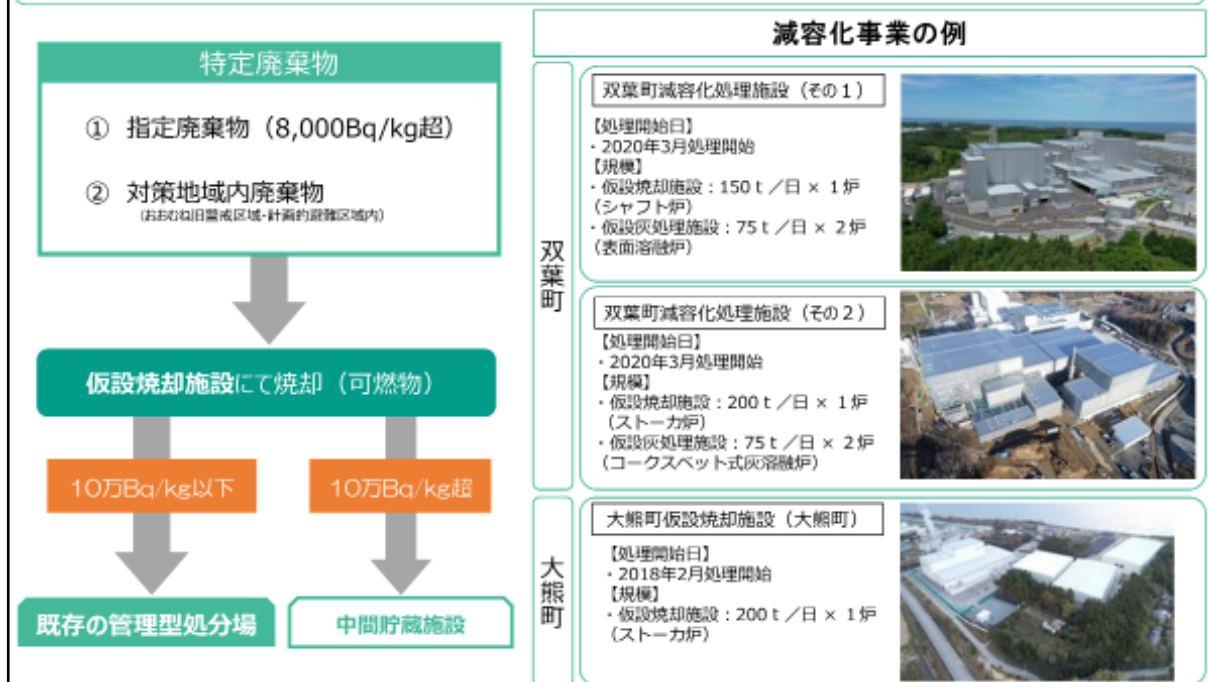
指定廃棄物は、国の処理体制が整うまでの間、廃棄物焼却施設、浄水施設、下水処理施設、農地等の発生した場所等で一時保管されています。

これらは、放射性物質汚染対処特措法やガイドラインに従って、飛散・流出しないような措置が取られているとともに、雨水等が入らないように遮水シート等で覆うなどして保管されているほか、定期的に環境省職員が保管状況の確認を行っており、安全・適正に保管が行われています。

本資料への収録日：2016年1月18日

改訂日：2025年3月31日

- 焼却・乾燥等の処理によって、指定廃棄物の減容化や性状の安定化を図る事業を進めている。
- 福島県内で発生した指定廃棄物については、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超え10万Bq/kg以下のものは既存の管理型処分場、10万Bq/kgを超えるものは中間貯蔵施設に搬入することとしている。



福島県内の指定廃棄物の処理については、放射能濃度が8,000Bq/kgを超え10万Bq/kg以下のものは既存の管理型処分場、10万Bq/kgを超えるものは中間貯蔵施設に搬入することとしています。

双葉町仮設灰処理施設で発生したばいじんは、鋼製角形容器に封入し、大熊町、双葉町の廃棄物貯蔵施設で33,791個を貯蔵しています。（2025年11月末時点）

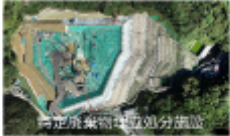

本資料への収録日：2016年1月18日

改訂日：2026年3月31日

廃棄物

福島県内の管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分

- 特定廃棄物埋立処分事業について、2017年11月17日に特定廃棄物等を搬入開始し、2023年10月31日に特定廃棄物の搬入を完了。
- クリーンセンターふたばにおいて、2023年6月1日に特定廃棄物の搬入を開始した。

| 特定廃棄物埋立処分施設の経緯 | 埋立対象物・搬入期間 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○2013.12.14 国が福島県・富岡町・楢葉町に受入れを要請 ○2015.12.04 県・富岡町・楢葉町から国に対し、事業を容認する旨、伝達 ○2016.04.18 特定廃棄物埋立処分施設(旧フクシマエコテッククリーンセンター)を国有化 ○2016.06.27 国と県、両町との間で安全協定を締結 ○2017.11.17 搬入開始 ○2018. 8.24 特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」開館 ○2023.10.31 特定廃棄物の搬入を完了 | <p>【埋立対象物】(10万Bq/kg以下のものを埋立対象としている)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対策地域内廃棄物等 ○ 福島県内の指定廃棄物 ○ 双葉郡8町村の生活ごみ  <p>【搬入期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対策地域内廃棄物等及び、福島県内の指定廃棄物は約6年(2023年10月に完了) ○ 双葉郡8町村の生活ごみは10年間(今後、2027年11月頃まで埋立処分を継続予定) |
| クリーンセンターふたばの経緯 | 埋立対象物・搬入期間 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○2019.08.05 双葉地方広域市町村圏組合、福島県、環境省での基本協定書の締結 ○2020.08.07 双葉地方広域市町村圏組合、環境省での実施協定の締結 ○2020.12 環境省による整備工事開始 ○2021.02.18 双葉地方広域市町村圏組合、大熊町、福島県、環境省でのクリーンセンターふたばの周辺地域の安全確保に関する協定書の締結 ○2023.03.31 整備工事完了 ○2023.06.01 特定廃棄物の搬入を開始 | <p>【埋立対象物】(10万Bq/kg以下のものを埋立対象としている)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 双葉郡内8町村の生活ごみ(2027年11月頃以降) ○ 双葉郡内のインフラ整備等の産業廃棄物及び事業系一般廃棄物 ○ 帰還困難区域内の特定復興再生拠点区域の被災建物等解体撤去等に伴って生じた特定廃棄物  |

福島県内で発生した10万Bq/kg以下の指定廃棄物等については、既存の管理型処分場（特定廃棄物埋立処分施設、クリーンセンターふたば）を活用して、埋立処分を実施しています。

特定廃棄物埋立処分施設において、本事業を実施するに当たっては、2013年12月に福島県に対して、中間貯蔵施設と併せて受入要請を行ったのち、地元の富岡町及び楢葉町や議会、住民への説明を行ってきました。

その後、2015年12月に福島県及び富岡町・楢葉町から、事業の実施を容認いただき、2016年4月には既存の管理型処分場を国有化するとともに、同年6月には、国と県及び2町の間で安全協定を締結しました。これ以降、必要な準備工事等を進め、2017年11月から2023年10月にかけて特定廃棄物の搬入を行いました。さらに、2018年8月に運営を開始した特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」を通じた積極的な情報発信に努めています。

また、特定復興再生拠点区域の整備に伴う廃棄物等の処分については、2019年8月5日に、双葉地方広域市町村圏組合、福島県及び環境省の間で、同組合が所有する管理型処分場（クリーンセンターふたば）を活用することに関する基本協定を締結し、2023年6月に特定廃棄物の搬入を開始しました。

放射性物質に汚染された廃棄物の着実な処理のため、今後も安全確保を大前提として適切に事業を進めるとともに、地元住民の皆様との更なる信頼関係の構築に努めていきます。

本資料への収録日：2016年1月18日

改訂日：2026年3月31日

| 宮城県 | 栃木県 | 千葉県 | 茨城県 | 群馬県 |
|---|--|---|---|--|
| <p>【市町村長会議】 第1～4回：H24.10～H25.11 第5回：H26.1.20 → 詳細調査候補地を3カ所提示 (999.46のJ4) 仮処分候補地を3カ所提示 (東京都山原、大和田下原、加美町田代) 第6回：H26.7.25 → 石原環境大臣が出席し、詳細調査の実施について改めて協議 第7回(県主催)：H26.8.4 → 県知事が県内市町長の総意として詳細調査受入れを表明。 H26.8より3カ所の詳細調査候補地で詳細調査を開始。現地調査は、加美町の反対活動により実施できず。 (H27年も新案) [H27.4.5、5.29、10.13 県民向けフォーラム H27.10～11(2回) 有識者を交えた加美町との意見交換会] 第8回：H27.12.13 → 詳細調査に関するこれまでの経緯の説明等及び意見交換 第9回：H28.3.19 → 指定廃棄物の再測定結果、環境省の考え方を説明 H28.4.15 県内で一定の方向性が出るまで現地調査を見合わせることを県から要望 第10回(県主催)：H28.5.27 → 県が8,000Bq/kg以下の廃棄物(指定廃棄物を除く)の測定を実施する方針を了承 第11回(県主催)：H28.11.3 → 指定廃棄物以外の測定結果の公表。県が8,000Bq/kg以下の廃棄物(指定廃棄物を除く)を優先して処理を進めていく方針を提示 第12回(県主催)：H28.12.27 → 県処理方針について東京市、登米市の賛同が得られず再議論することが決定 第13回(県主催)：H29.6.18 → 県が自治域内の汚染廃棄物は自治域内で処理する等の新たな処理方針案を提示 第14回(県主催)：H29.7.15 → 前回会議の提示案を合意</p> <p>8,000Bq/kg以下の廃棄物の大部分を占める農林業系廃棄物については、焼却処理、牧草地等へのすき込み等により、処理を実施中</p> | <p>【市町村長会議】 第1～3回：H25.4～H25.8 第4回：H25.12.24 → 選定手法確定 H26.7.30 → 詳細調査候補地を1カ所提示 (LEPAEFCOLLU) (塩谷町寺尾入) 第5～6回：H26.7～H26.11 H27.5.14、6.22、9.13 県民向けフォーラム H27.10.14 塩谷町寺尾入の原形影響調査 H27.12.7 塩谷町長が調査候補地の選上を宣言 第7回：H28.5.23 → 指定廃棄物の再測定を決定 第8回：H28.10.17 → 再測定結果の公表。 今後の進め方の提示 H29.3.30 一時保管者の意向 確認 結果を公表</p> <p>【保管農家の負担軽減関係市町長会議】 第1回：H29.7.10 → 負担軽減策の方針案を提示 第2回：H30.11.26 → 再測定を含む各市町の集約化に向けた取組に合意 H31.3.19 再測定結果の公表 第3回：R2.6.2 → 今後の進め方を確認 R3.6.2 暫定集約に係る那須塩原市への協力要請 (R3.10.22 那須市において農家保管の指定廃棄物の搬出作業開始。R5.31暫定集約作業完了) R4.3.24 那須町が暫定保管場所決定 R4.4.13 日光市が暫定保管場所決定 (R4.9に暫定集約作業完了) R5.5.15 大田原市が暫定保管場所決定 (R6.1に暫定集約作業完了) R7.9.9 矢板市が暫定保管場所決定</p> <p>引き続き、詳細調査の進め方や、保管農家の負担軽減策に係る照会・保管市町との調整や暫定集約を実施</p> | <p>【市町村長会議】 第1～3回：H25.4～H26.1 第4回：H26.4.17 → 選定手法確定 H27.4.24 → 詳細調査候補地を1カ所提示 (東京電力千葉火力発電所の土地の一部(千葉県中央区)) H27.5.20、6.2 千葉市議会全員協議会 H27.6.8、6.10 千葉市議会・市長から再協議の申入れ H27.6.29、7.7、13、20、8.7 千葉市の自治会長や市民を対象に説明 H27.12.14 再協議申入れへの回答 H28.6.28 千葉市から指定廃棄物の指定取消しの申出 H28.7.22 千葉市の指定廃棄物を指定取消し</p> <p>引き続き、詳細調査の進め方や等を実施</p> | <p>【市町村長会議】 第1回：H25.4.12 第2回：H25.6.27 第3回：H25.12.25 第4回：H27.1.28</p> <p>【一時保管市町長会議】 第1回：H27.4.6 第2回：H28.2.4</p> <p>→現地保管を継続し段階的に処理を進める方針を決定</p> <p>→現地保管を継続し段階的に処理を進める方針を決定</p> <p>H29.3.31 県内の指定廃棄物等の再測定を実施し、結果を公表</p> | <p>【市町村長会議】 第1回：H25.4.19 第2回：H25.7.1 第3回：H28.12.26</p> <p>→現地保管を継続し段階的に処理を進める方針を決定</p> |

福島県以外で指定廃棄物の一時保管がひっ迫している県(宮城県・栃木県・千葉県・茨城県・群馬県)については、各県の市町村長会議での議論等を踏まえ、放射能濃度測定等の現状把握を行いながら、各県それぞれの状況を踏まえた対応が進められています。

宮城県、栃木県及び千葉県については、有識者会議や各県の市町村長会議での議論を経て確定した選定手法に基づき、宮城県は2014年1月、栃木県は2014年7月及び千葉県は2015年4月にそれぞれ詳細調査の候補地を公表いたしました。しかしながら、その後、地元の御理解が得られず、詳細調査の実施には至っていません。

そうした中、宮城県においては、県の主導のもと、各市町村が8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理に率先的に取り組むこととした方針を受けて、環境省は財政的・技術的に支援しています。8,000Bq/kg以下の廃棄物の大部分を占める農林業系廃棄物については、焼却処理や牧草地等へのすき込み等により、処理を実施中です。

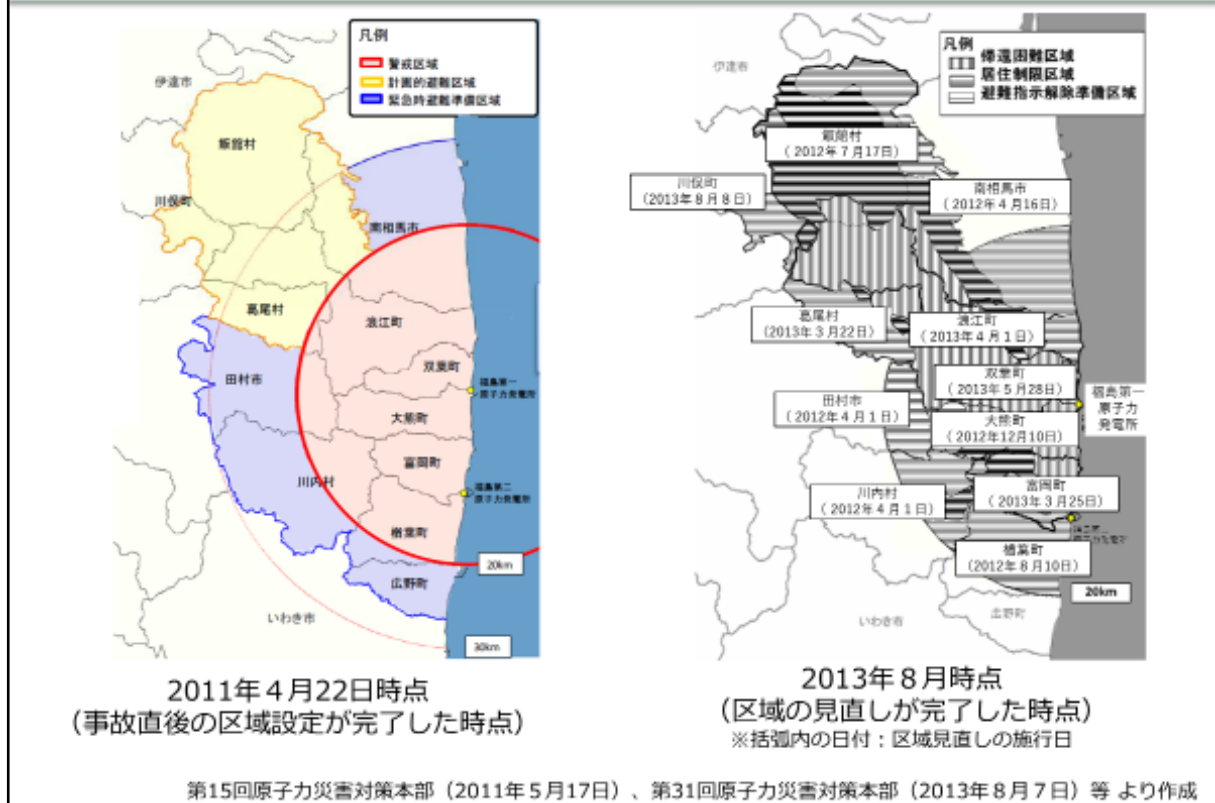
また、栃木県においては、長期管理施設を整備するという方針は堅持しつつ、指定廃棄物を保管する農家の負担軽減を図るため、2018年11月、国から栃木県及び農林業系指定廃棄物を保管している市町に対し、市町単位での暫定的な減容化・集約化の方針を提案し、合意が得られました。また、2020年6月には、暫定保管場所の選定の考え方を取りまとめ、可能な限り速やかに暫定保管場所の選定が行われるよう、県や市町と連携して取り組むことを確認しました。2021年6月には、環境省から那須塩原市に、農家保管の農業系指定廃棄物に係る暫定集約及び8,000Bq/kg以下となったものについて、指定解除を経た上での処分などの協力を要請しました。環境省では、同年10月から2023年3月にかけて保管農家の敷地から暫定保管場所への指定廃棄物の搬出作業を行い、同市では搬出された指定廃棄物のうち、8,000Bq/kg以下に減衰した農業系指定廃棄物について指定解除の手続きを経て、他の一般廃棄物と混焼するなどの取組が行われました。そのほか、日光市及び大田原市でも暫定保管場所への搬出作業が完了し、また、那須町では暫定集約中、矢板市では暫定集約に向けた作業が進められるなど、関係市町において取組が進められています。

千葉県においても、長期管理施設の詳細調査の実施について、地元の御理解を得る努力を継続しているところです。

茨城県においては2016年2月、群馬県においては2016年12月に、「現地保管継続・段階的処理」の方針が決定しました。両県ではこの方針を踏まえ、必要に応じた保管場所の補修や強化等を実施しつつ、8,000Bq/kg以下になった指定廃棄物については、段階的に既存の処分場等で処理することとされています。

本資料への収録日：2016年3月31日

改訂日：2026年3月31日



2011年3月11日19時3分、原子力災害対策特別措置法15条2項に基づき、原子力緊急事態宣言を発出しました。翌日18時25分、発電所から20km圏内に避難指示が出されました。

同年4月11日に、緊急時被ばく状況の放射線防護の基準値を考慮して、発電所から20km圏内の区域の周辺で事故発生から年間積算線量が20mSvに達するおそれのある区域を計画的避難区域としました。また、計画的避難区域以外の半径20kmから30km圏内を緊急時避難準備区域としました。また、同月21日に事故による今後の危険性を考慮し、東京電力福島第一原子力発電所から半径20km圏内を警戒区域に設定して、原則として立入りを禁止しました。

また同年6月以降、国と福島県の環境モニタリングの結果を踏まえ、除染が容易でない年間積算線量が20mSvを超えると推定される地点について、特定避難勧奨地点を設定しました。

その後、同年12月16日、原子炉の冷温停止状態が達成し、放射性物質の放出が管理されていることが確認されたことから、同月26日、警戒区域を解除し、避難指示区域を帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域へ見直す案が示されました。避難指示区域の見直しに当たり、①住民の安全・安心の確保、②除染と子どもへの放射線に対する配慮、③インフラ復旧・雇用、④賠償問題という全ての避難指示区域に共通する課題に取り組むこととしました。

避難指示解除の要件は、①空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必要なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること③県、市町村、住民との十分な協議とされています。

（関連ページ：上巻P176「国際放射線防護委員会（ICRP）勧告と我が国の対応」）

本資料への収録日：2018年2月28日

改訂日：2020年3月31日

| 2011年4月22日以降 事故直後の区域設定 | 2012年4月以降 原子炉の冷温停止確認後 |
|---|---|
| 警戒区域 発電所から半径20km圏内。同区域は2011年3月12日に避難指示区域に設定されている。 | 避難指示解除準備区域 年間積算線量20mSv以下(※)となることが確実であることが確認された地域。 |
| 計画的避難区域 発電所から半径20km以遠の、事故後1年以内に20mSvに達するおそれのある区域。 | 居住制限区域 年間積算線量20mSv超(※)のおそれがある地域。 |
| 緊急時避難準備区域 発電所から半径20km以上30km圏内のうち、計画的避難区域以外の区域。2011年3月12日に屋内待避地域に設定。 | 帰還困難区域 事故後6年後も年間積算線量20mSv超(※)のおそれのある年間積算線量50mSv超(※)の地域。 |

(※) 第4次航空機モニタリングの結果を2012年3月31日に補正した線量データに基づく

避難指示区域：

原子力災害対策特別措置法第15条第3項に基づく避難指示のあった区域。計画的避難区域及び発電所から半径20km圏内から、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域へ見直しを行った。

警戒区域：

原子力災害対策特別措置法第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく立入り制限等が設定された区域。

原子力災害対策本部「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」(2011年12月26日)より作成

2011年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所における事故発生直後から、住民の生命・身体の危険を回避するために避難指示を発出し、12日には発電所から半径20kmの地域を避難指示区域に設定しました。

さらに4月22日には、事態が深刻化し住民が一度に大量の放射線を被ばくするリスクを回避するため、同地域を、原則立入禁止とする警戒区域に設定し、半径20km以遠の地域であって、事故発生から1年以内に累積線量が20mSvに達するおそれのある地域を計画的避難区域に設定しました。

12月16日、原子炉の安定状態が達成され、事故の収束に至ったことが原子力災害対策本部において確認されたことから、12月26日に、警戒区域及び避難指示区域の見直しの考え方が示され、区域見直しに当たっての共通課題の解決に向けた取組を進めるとともに、県、市町村、住民など関係者との綿密な協議・調整を行いながら検討を進めてきました。

2012年3月30日に原子力災害対策本部において、警戒区域及び避難指示区域等について、放射線量や地域特有の解決すべき課題に応じた見直しが行われました。2013年8月までに、警戒区域の解除及び特定避難勧奨地点の解除を行ったほか、避難指示区域について、避難指示解除準備区域、居住制限区域、及び帰還困難区域が設定されました。

(関連ページ：上巻P176「国際放射線防護委員会(ICRP)勧告と我が国の対応」)

本資料への収録日：2018年2月28日

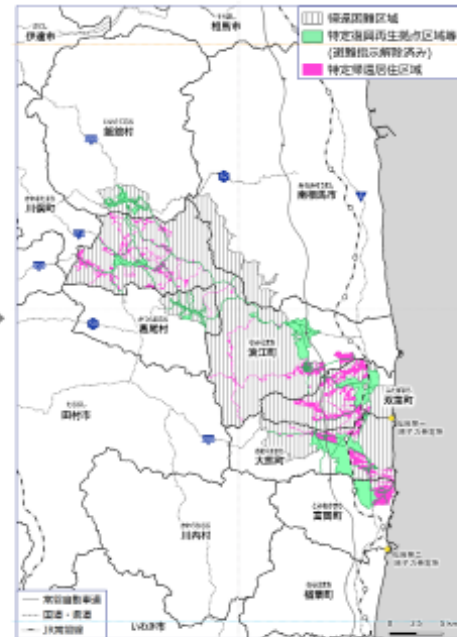
改訂日：2020年3月31日



2013年8月時点
(区域の見直しが完了した時点)



2020年3月時点
(帰還困難区域を除く全ての避難指示解除準備区域と居住制限区域の避難指示の解除)



2026年2月時点
(※南相馬市、葛尾村の特定帰還居住区域は個人の特定につながるため、非公表)

出典：経済産業省「原子力被災者支援（避難指示関係）」<https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html>、復興庁資料等より作成

※これまでの詳細な変遷については上記にて掲載。

2013年3月7日の復興推進会議・原子力災害対策本部合同会合において、避難指示解除について、「年内を目途に一定の見解を示すべき」と指摘が示され、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（2013年12月20日閣議決定）の検討を踏まえ、避難指示解除手順が示されました。帰還住民の健康影響に対する不安に応えるため、相談員・相談員支援センター整備、個人線量の把握・管理、モニタリングを用いた被ばく低減対策や放射線による健康不安対策（リスクコミュニケーション事業）を行っています。

避難指示解除については、2020年3月までに、帰還困難区域を除く全ての避難指示解除準備区域と居住制限区域の避難指示の解除を実現してきました。

帰還困難区域については、2020年3月のJR常磐線の全線開通にあわせ、双葉町、大熊町、富岡町の帰還困難区域に設定されている特定復興再生拠点区域の一部区域の避難指示の解除が初めて行われ、2022年6月に葛尾村、大熊町、同年8月に双葉町、2023年3月に浪江町、同年4月に富岡町（夜の森、大菅両地区）、同年5月に飯舘村、同年11月に富岡町（小良ヶ浜、深谷両地区内）の避難指示が解除されたことで、特定復興再生拠点区域の避難指示が全て解除されました。また、帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域外においては、2026年2月までに大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、南相馬市及び葛尾村に特定帰還居住区域が設定され、大熊町と双葉町では2023年12月、浪江町では2024年6月、富岡町では2024年9月から除染・家屋等の解体に着手したところです。引き続き、除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を進めていきます。なお、このほかに、川内村と広野町では町村の判断によって国による避難指示区域以外の地域でも避難が促されていましたが、川内村では2012年1月31日、広野町では2012年3月31日に解除されました。

最新の情報も含め、避難者の状況など、避難地域12市町村の詳細は福島県の復興情報ポータルサイト「ふくしま復興情報ポータルサイト」、経済産業省「原子力被災者支援（避難指示関係）」に掲載されています。

ふくしま復興情報ポータルサイト「避難区域の変遷について -解説-」

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/cat01-more.html>

経済産業省「原子力被災者支援（避難指示関係）」

<https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html>

本資料への収録日：2018年2月28日

改訂日：2026年3月31日



- **常磐自動車道**：2015年3月に全線が開通しました。
出典：https://www.e-nexco.co.jp/pressroom/press_release/head_office/h26/1225/
- **JR常磐線**：2020年3月に全線が運転再開しました。
出典：https://www.jreast.co.jp/press/2019/20200117_ho01.pdf
- **国道・県道**：国道6号線は2014年9月～、国道114号線は2017年9月～、県道35号線は2019年9月～、通行証の所持・確認なく通過できることとなりました。

| 通過時の運転手の被ばく線量 | | | | | |
|-------------------------------|-----------|--------------------------|--------------------------|----------------------|-----------------------|
| 線量調査期間 | | 2018年11月 ～ 2019年1月 | 2017年 8月 | 2019年 11月～12月 | |
| 区間 | | 常磐道 広野IC～ 南相馬IC | 国道114号線 川俣町境～ 浪江IC | 国道6号線 帰還困難 区域内 | 県道35号線 帰還困難 区域内 |
| 通過時の 被ばく 線量 (単位：μSv) | 自動車 | 0.28 | 1.01 | 0.39 | 0.51 |
| | 自動 二輪車 | 0.34 | — | 0.49 | 0.63 |

参考) 東京～ニューヨーク間フライト (往復) 時の被ばく線量：約80～110μSv

出典：原子力被災者生活支援チーム
「国道114号、国道399号、国道459号、県道49号及び県道34号における帰還困難区域の線量調査結果について (2017年9月15日)」
「国道6号・国道114号・県道34号・県道35号・県道36号・県道253号・県道256号における帰還困難区域の線量調査結果について (2020年1月30日)」
NEXCO東日本ホームページ (https://www.e-nexco.co.jp/jobando/senryo/genzai.html) より作成

帰還困難区域では、住民の一時立入りや帰還困難区域の特別通過交通制度に基づく通過を除き、通行が制限されていました。

国道6号線は福島県の復旧・復興にとって重要な主要幹線道路であることから、除染作業や道路補修作業が完了したことを踏まえ、地元自治体との協議の結果、2014年9月15日、国道6号線とともに県道36号線において通行証の所持・確認を要せずに特別通過交通が可能になりました。また、国道114号線や県道35号線なども、関係自治体や関係機関との協議等の上で同様に特別通過交通制度が適用され、2020年3月より国道6号線、県道35号線など一部路線で二輪車も通行が可能になりました。

国道6号線は2022年6月の大熊町及び同年8月の双葉町の特定復興再生拠点区域の避難指示解除により、特別通過交通制度の適用が終了しております。国道114号線及び県道49号線は2023年3月の浪江町の特定復興再生拠点区域の避難指示解除により同町内の区間の特別通過交通制度の適用が終了しましたが、当該道路の南相馬市内一部区間については引き続き帰還困難区域であるため、特別通過交通制度の適用により四輪車のほか二輪車、自転車及び徒歩の通行が可能となっております。

最新の特別通過交通制度の適用状況と適用時の線量調査結果については、内閣府原子力被災者生活支援チームからのお知らせ (https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html) で公開されています。

本資料への収録日：2018年2月28日

改訂日：2026年3月31日

【特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定状況・避難指示解除の目標時期】

| 市町村名 | 認定日 | 避難指示解除の目標 |
|------|-------------|---------------------------------------|
| 双葉町 | 2017年9月15日 | 2022年春頃 (2022年8月30日に解除) |
| 大熊町 | 2017年11月10日 | 2022年春頃まで (2022年6月30日に解除) |
| 浪江町 | 2017年12月22日 | 2023年3月 (2023年3月31日に解除) |
| 富岡町 | 2018年3月9日 | 2023年春頃 (2023年4月1日及び 11月30日に解除) |
| 飯舘村 | 2018年4月20日 | 2023年春頃 (2023年5月1日に解除) |
| 葛尾村 | 2018年5月11日 | 2022年春頃まで (2022年6月12日に解除) |

特定復興再生拠点区域の例（双葉町）



復興庁「特定復興再生拠点区域復興再生計画」
<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/saiseikyoten/20170913162153.html>

原子力災害対策本部「特定復興再生拠点区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて（案）」（2018年）より作成

帰還困難区域では、一部では放射線量が低下していること等を踏まえ、2016年8月に、「5年を目途に、線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを旨とする「復興拠点」の整備等を行う方針が示されました。これを受け、2017年5月に福島復興再生特別措置法を改正し、「特定復興再生拠点区域」制度を創設しました。特定復興再生拠点区域については、2017年から2018年にかけて、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村及び葛尾村の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」について内閣総理大臣の認定を行い、その整備を推進してきた結果、2022年6月に葛尾村、大熊町、同年8月に双葉町、2023年3月に浪江町、同年4月に富岡町（夜の森・大菅地区）、同年5月に飯舘村、同年11月に富岡町（小良ヶ浜・深谷地区内）で特定復興再生拠点区域の避難指示が全て解除されました。

本資料への収録日：2020年3月31日

改訂日：2025年3月31日

【各町村の特定帰還居住区域】

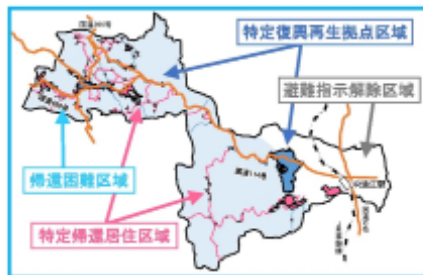
大熊町（令和5年9月29日認定、令和6年2月2日変更）



双葉町（令和5年9月29日認定、令和6年4月23日変更）



浪江町（令和6年1月16日認定）



富岡町（令和6年2月16日認定）



復興庁「特定帰還居住区域復興再生計画」、「復興の現状と取組」等より作成

帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域外においては、帰還を望む住民の避難生活が余儀なくされている状況や地元自治体から避難指示解除の方針を早急に示してほしいとの強い要望を受けてきたことを踏まえ、2021年8月に、「2020年代をかけて拠点区域外に帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還意向を個別・丁寧に把握し、帰還に必要な箇所の除染を進める」（原子力災害対策本部・復興推進会議）という政府方針が決定されました。この方針を実現するため、2023年6月に福島復興再生特別措置法を改正し、特定避難指示区域市町村の長が、特定復興再生拠点区域外において、避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す「特定帰還居住区域」を設定できる制度を創設しました。

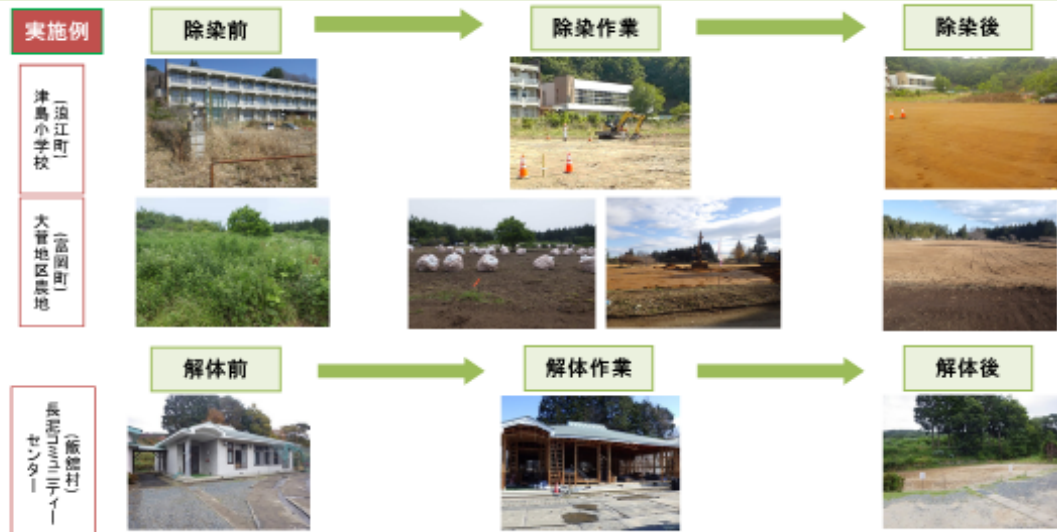
当該制度に基づき、2026年2月までに、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、南相馬市及び葛尾村の「特定帰還居住区域復興再生計画」について内閣総理大臣の認定を行いました。当該計画に基づき、除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を進めていきます。

また、政府は、同区域の放射線防護対策について、地域の実情に応じた柔軟な放射線防護対策や科学的根拠に基づくリスクコミュニケーションに取り組むとともに、空間線量率などそれぞれの土地の状況や地元自治体の意向も踏まえ、帰還困難区域において、バリケードなど物理的な防護措置を実施しない立入規制の緩和を行うことを含め、住民等の今後の活動の在り方について検討を行うこととしています。

本資料への収録日：2024年3月31日

改訂日：2026年3月31日

- 内閣総理大臣が認定した特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、6町村（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村及び葛尾村）全てで家屋等の解体・除染工事に着手し、2023年11月までに、特定復興再生拠点区域全域の避難指示が解除された。
- 特定復興再生拠点区域における除染は9割を超え、家屋等の解体は申請件数に比して約95%が完了（2025年11月末時点）。
- 2023年12月から、内閣総理大臣が認定した特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、4町（大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町）において順次、特定帰還居住区域の除染や家屋等の解体に着手しており、2市村（南相馬市及び葛尾村）において、着手に向け準備を進めている（2025年12月末時点）。



環境省では、内閣総理大臣が認定した特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、特定復興再生拠点区域内の除染や家屋等の解体を実施し、2022年6月に葛尾村、大熊町、同年8月に双葉町、2023年3月に浪江町、同年4月に富岡町（夜の森・大菅地区）、同年5月に飯舘村、同年11月に富岡町（小良ヶ浜・深谷地区内）で特定復興再生拠点区域の避難指示が全て解除されました。

現在、除染工事の進捗は9割を超えており、また、家屋等の解体の進捗は申請件数に比して約95%が完了しています（2025年11月末時点）。なお、家屋等の解体により生じた特定廃棄物の処理については、可能な限り減容化した後、双葉地方広域市町村圏組合の管理型処分場（クリーンセンターふたば）を活用して埋立処分を行うこととし、2019年8月に環境省、同組合及び福島県の間で基本協定を締結しました。2023年6月に特定廃棄物の搬入を開始しました。

また、特定復興再生拠点区域外については、内閣総理大臣が認定した特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、大熊町及び双葉町については2023年12月20日に、浪江町については2024年6月20日に、富岡町については同年9月5日に特定帰還居住区域の除染や家屋等の解体に着手しました。2025年3月に計画が認定された南相馬市及び同年7月に計画が認定された葛尾村についても、着手に向け準備を進めています（2025年12月末時点）。

本資料への収録日：2021年3月31日

改訂日：2026年3月31日

- 福島県知事からの要望を受けて、2018年8月に「福島再生・未来志向プロジェクト」を始動。
- 2021年4月には、環境再生・資源循環局に「福島再生・未来志向プロジェクト推進室」を設置するなど、体制を強化しながら取組を推進。

基本的な考え方

- 福島県内の地元のニーズに応え、環境再生の取組のみならず、脱炭素・資源循環・自然共生という環境の視点から地域の強みを創造・再発見し、福島復興の新たなステージに向けた取組を推進。
- 環境省事業を効果的に組み合わせ、また、放射線健康不安に対するリスクコミュニケーションや広報・情報発信を通じて地元へ寄り添いつつ、分野横断的な政策パッケージを戦略的に展開。

産業創生への支援

<なりわいの復興>

- 廃棄物リサイクル産業の創生を支援。地元企業等の共同事業として不燃性廃棄物の再資源化施設が、2020年10月に竣工した。



使用済み太陽光パネルの先端リサイクル技術

- 先端リサイクル技術の実証や事業化に向けた取組を推進（使用済み太陽光パネルのリサイクルや、人工知能を使った自動選別システム等）

ふくしまグリーン復興への支援

<自然資源活用による復興>

- 2019年4月に福島県と共同で策定した「ふくしまグリーン復興構想」に基づき、国立・国定公園の魅力向上等の取組を推進。



尾瀬湖ビジターセンター再整備

- 2019年4月に福島県と共同で策定した「ふくしまグリーン復興構想」に基づき、国立・国定公園の魅力向上等の取組を推進。2023年8月には磐梯朝日国立公園（土湯温泉・高湯温泉）がゼロカーボンパークへ登録。

脱炭素まちづくりへの支援

<暮らしの復興>

- 脱炭素社会の実現に向けた新たなまちづくりを支援。
- 2024年度は、自立・分散型エネルギーシステム導入等へ9件の財政的支援を実施。2023年3月に設立した「脱炭素×復興まちづくりプラットフォーム」では、各テーマに応じた個別WGを設置し、復興まちづくりと脱炭素社会の同時実現に向けた検討を開始。



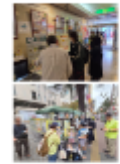
Jヴィレッジ（楡葉町）への太陽光発電施設の導入支援



地域活性化への支援

<リスクミ・情報発信による復興>

- 「リプレンふくしま」「環境再生プラザ」等を活用し、環境再生事業に対する放射線リスクコミュニケーションを実施。
- 環境省が所管する新宿御苑等においてイベントを開催し、福島の魅力を紹介するとともに、福島の実情を発信。



活動の様子
環境省作成

環境省では、福島県内のニーズに応え、環境再生の取組のみならず、脱炭素・資源循環・自然共生といった環境の視点から地域の強みを創造・再発見する「福島再生・未来志向プロジェクト」を推進しています。

また、2020年8月には、福島県と「福島復興に向けた未来志向の環境施策推進に関する連携協力協定」を締結しました。本協定の下、「ふくしまグリーン復興構想等の着実な推進」や「復興と共に進める地球温暖化対策の推進」など、福島県と協働して未来志向の環境施策を推進しています。

帰還困難区域の廃棄物処理及び産業創生を推進すべく、官民連携による不燃物リサイクル事業を採択し、2020年10月に大熊町において不燃性廃棄物の再資源化施設が竣工しました。また、2021年度より、福島における自立・分散型エネルギーシステム等の導入に関して、「調査」「計画」「整備」を重点的に支援する「脱炭素×復興まちづくり」推進事業を実施しており、楡葉町のJヴィレッジ等への太陽光発電システム導入等を行っています。

2019年4月には、自然公園等の自然資源の活用による復興を目的とした「ふくしまグリーン復興構想」を策定し、2020年11月には福島県、環境省、市町村、関係団体等が一体となり取組を推進するふくしまグリーン復興推進協議会を設立しました。2022年3月には、磐梯朝日国立公園満喫プロジェクト磐梯吾妻・猪苗代地域ステップアッププログラム2025を策定し、国立公園等の魅力向上を図る取組を実施しています。また、2023年8月には磐梯朝日国立公園（土湯温泉・高湯温泉）がゼロカーボンパークへ登録されました。

本資料への収録日：2022年3月31日

改訂日：2026年3月31日

- 浜通り地域等における産業の復興のため、同地域での**新たな産業の創出**を目指す構想。
- **6つの重点分野**を位置付け、産業集積、教育・人材育成、交流人口拡大、情報発信等に、「**福島イノベーション・コースト構想推進機構**」（2017年7月～、理事長 齋藤 保氏（IHI特別顧問））、国、福島県、市町村等が連携し取り組んでいる。

6つの重点分野



福島イノベーション・コースト構想については、震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業・雇用を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指して、2014年6月に、福島国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会において取りまとめられました。

また、2024年6月24日に第5回福島イノベーション・コースト構想推進分科会（以下「イノベ分科会」という。）を開催し、「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」（以下「青写真」という。）の改定を念頭において、イノベ構想を更に発展させていくための検討の論点等を示し議論を行いました。

2025年5月30日に開催された第6回イノベ分科会では、復興庁・経済産業省・福島県の3者から第2期復興・創生期間後の次の5年間に向けた課題認識や地域の実情を踏まえ、新たに「地域の稼ぎ」、「日々の暮らし」、「担い手の拡大」の3つの視点を追加した改定案を示し、地元の地方公共団体や関係機関等と議論を実施しました。

2025年6月6日に、青写真の改定版を公表し、今後、社会実装に向けあらゆるチャレンジを可能にする「実証の聖地」として浜通り地域等における産業集積の構築を進めるとともに、暮らしを支えるイノベーションの創出を促進していく方針を明らかにしました。

同構想の実現に向けて、福島イノベーション・コースト構想推進機構を中心に、廃炉研究開発、ロボット研究・実証、情報発信拠点（東日本大震災・原子力災害伝承館）等の拠点整備や、環境・リサイクル分野、水素や再生可能エネルギーなどのエネルギー分野、農林水産業・医療関連・航空宇宙分野に係るプロジェクトの具体化、産業集積、人材育成等に取り組んでいます。

主な動きとしては、2020年3月に全面開所した「福島ロボットテストフィールド」を中心に、2025年12月末までに、約1,800件の実証実験が行われるとともに、同フィールドを核としつつ、周辺地域に事業拡大する企業も出てきています。

2025年6月13日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」では、地方創生との連携を強化しつつ、改定した青写真を踏まえ、福島国際研究教育機構（以下、F-REIという。）や福島新エネ社会構想の取組、農林水産業を含む生業（なりわい）の再建、エネルギー・ロボット・宇宙分野を含む新産業創出等を推進し、帰還・移住・定住を促進することとしています。また、同日閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」では、浜通り地域等における新産業創出に向けて、エネルギー・ロボット・宇宙等の分野でのイノベーション創出、企業誘致支援を着実に進めつつ、改定した青写真を踏まえた施策を、次の5年間に強力に推進することとしています。さらに、同日閣議決定された「地方創生 2.0 基本構想」では、イノベ構想を核とした産業発展として、スタートアップや成長企業の立地と産業集積形成を促進するため、創造的復興の中核であるF-REIや福島ロボットテストフィールド等の拠点を有効活用しながら、各種支援を総動員するとともに、プッシュ型の伴走支援を継続的に実施することとしています。

本資料への収録日：2018年2月28日

改訂日：2026年3月31日